

令和8年度

第1回 鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会

資 料

令和8年6月18日
鈴鹿市長寿社会課

1 鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会の位置付け

○鈴鹿市高齢者施策推進協議会規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例（平成27年鈴鹿市条例第18号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例に定めるもののほか、鈴鹿市高齢者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担当事務の細目）

第2条 条例第2条第2項に規定する担当事務の細目は、次のとおりとする。

- （1） 必要な支援を受けることが困難な高齢者の個別課題の解決に関すること。
- （2） 高齢者施策に係る地域課題の明確化に関すること。
- （3） 地域の関係機関の連絡及び調整に関すること。
- （4） 地域のネットワークの形成及び社会資源等の開発に関すること。
- （5） 地域包括ケアシステムの構築に向けた政策形成に関すること。
- （6） 介護予防及び生活支援サービスの調整に関すること。
- （7） 鈴鹿市高齢者計画作成のための、基本的方向に関すること。
- （8） 鈴鹿市高齢者計画の進捗管理に関すること。
- （9） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（推進会議及び委員会）

第4条 協議会に鈴鹿市地域ケア推進会議（以下「推進会議」という。）及び鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 推進会議は第2条各号に掲げる協議会の担当事務の細目のうち同条第1号から第6号まで及び第9号の事項について調査審議するものとし、委員会は当該担当事務の細目のうち同条第7号から第9号までの事項について調査審議するものとする。

3 推進会議及び委員会に属する委員は、市長が指名する。

4 推進会議の委員は30人以内とし、委員会の委員は12人以内とする。

第5条 推進会議に議長を置き、会長がこれを務める。

2 議長は、推進会議の事務を掌理する。

3 議長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

4 条例第7条の規定は、推進会議の運営に準用する。

5 前各項の規定は、委員会について準用する。この場合において、前各項の規定中「推進会議」とあるのは「委員会」と、第1項、第2項及び第3項中「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

（意見の聴取）

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部長寿社会課において処理する。

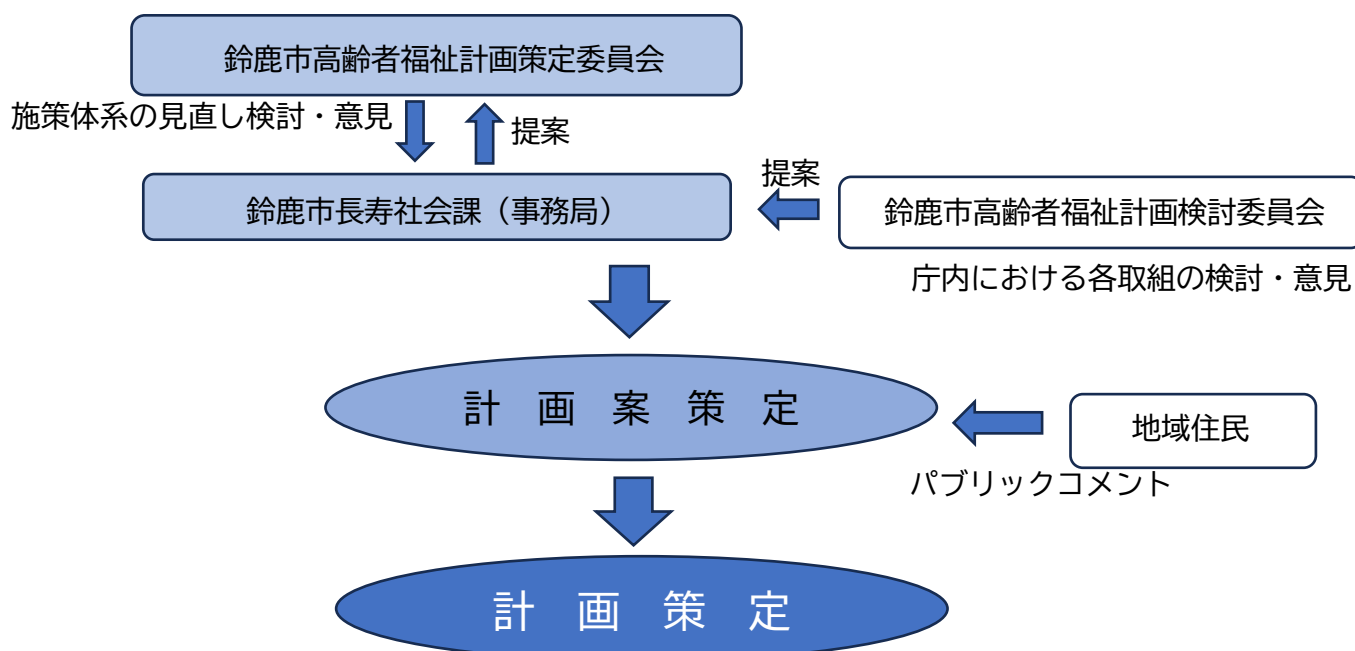
（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会 委員名簿(敬称略)

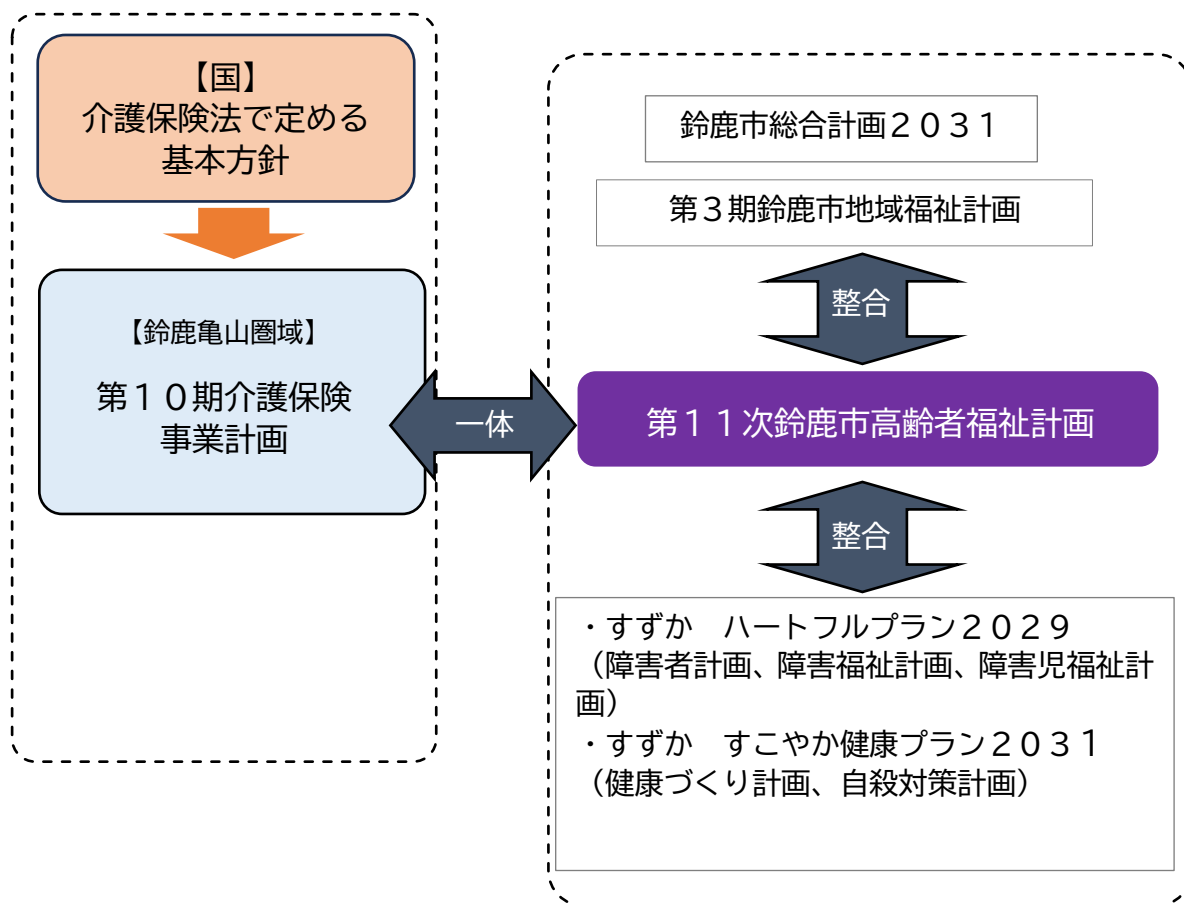
構成区分	氏名	団体名
学識経験者	齊藤 晋治	学校法人鈴鹿医療科学大学
学識経験者	辻川 真弓	学校法人鈴鹿医療科学大学
医療関係者	藤田 浩弥	一般社団法人 鈴鹿市医師会
医療関係者	林 竜 一郎	一般社団法人 鈴鹿歯科医師会
保健福祉関係者	長谷川 友子	社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会
保健福祉関係者	寺田 隆	鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会
保健福祉関係者	山田 智美	鈴亀地区老人福祉施設協会
保健福祉関係者	伊藤 壽一	鈴鹿市老人クラブ連合会
保健福祉関係者	吉村 貴	三重県介護支援専門員協会鈴亀支部
関係行政機関	中条 裕	鈴鹿亀山地区広域連合
市民委員	太田 恵子	市民公募委員
市民委員	古市 丈法	市民公募委員

第 1 1 次鈴鹿市高齢者福祉計画策定の流れ



2 高齢者福祉計画の位置付け

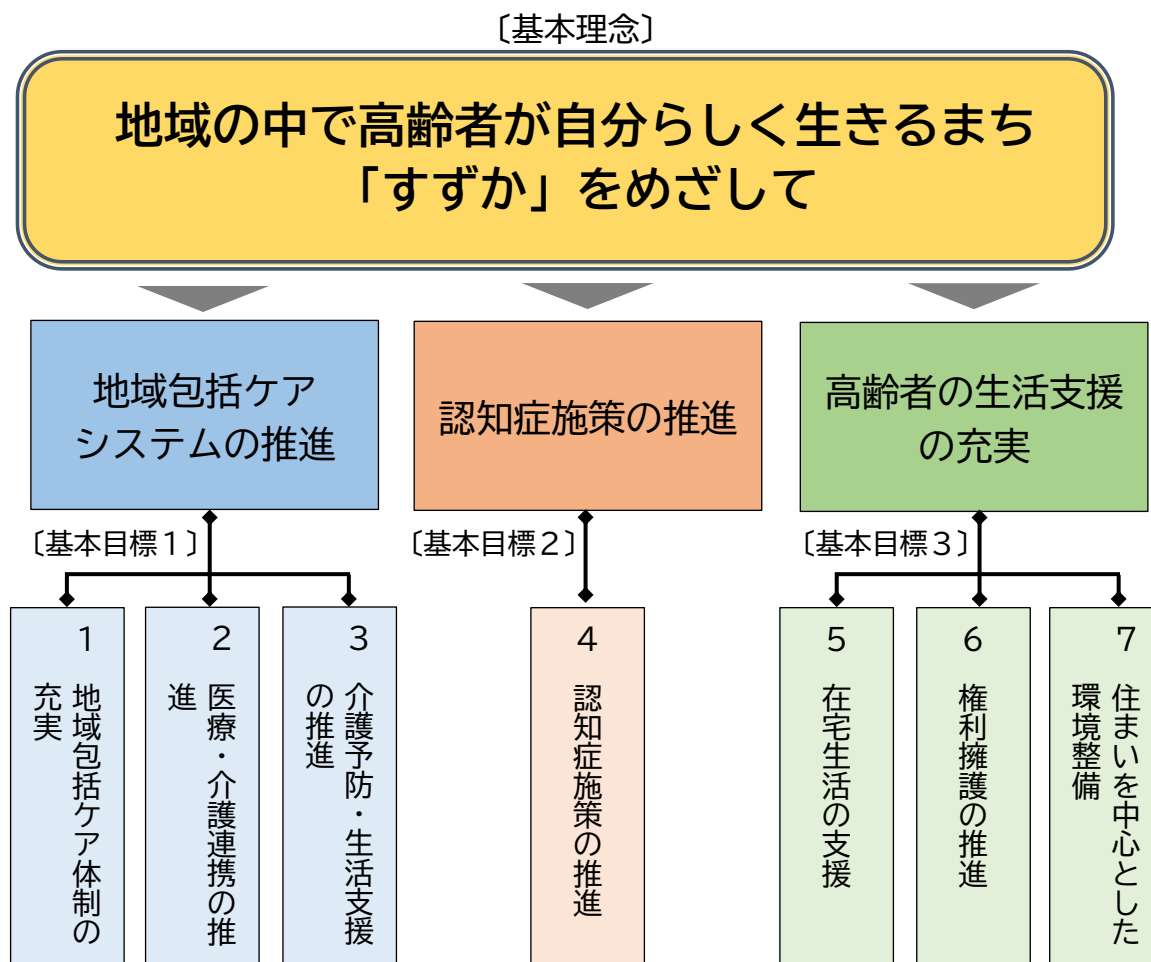
- 鈴鹿市高齢者福祉計画は、市の最上位計画である「鈴鹿市総合計画2031」の推進プランです。また、福祉分野の上位計画に位置付けられる「第3期鈴鹿市地域福祉計画」や、他の福祉分野の計画と関連する事項についても整合性を図っています。
- 鈴鹿市高齢者福祉計画は、鈴鹿亀山地区広域連合（以下「広域連合」という。）が策定する介護保険事業計画と一体的に進めていく必要があります。
- 介護保険事業計画は、国の示す「基本指針」に基づき策定されるため、高齢者福祉計画も国の基本指針に沿った方向性で策定する必要があります。



3 第10次鈴鹿市高齢者福祉計画（2024～2026年度）概要

- 少子高齢化・人口減少の本格化により、高齢者を取り巻く状況は、介護保険制度における人材不足によるサービスの低下など、様々な課題が懸念されています。
- 人と人との関係の希薄化や単身世帯の増加により、地域で孤立する人の存在など、高齢者の問題だけでは解決できない多様化、複雑化した課題が増えています。
- 鈴鹿市では、高齢者が尊厳を持ち、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、一人ひとりに寄り添いながら、住まい、医療、介護、予防、生活支援などが、切れ目なく一体的に提供されることをめざして、第10次鈴鹿市高齢者福祉計画（2024～2026年度）を策定しました。
- 鈴鹿市高齢者福祉計画で、認知症施策の推進については、認知症基本法第13条に基づく市町村認知症施策推進計画と位置付けています。

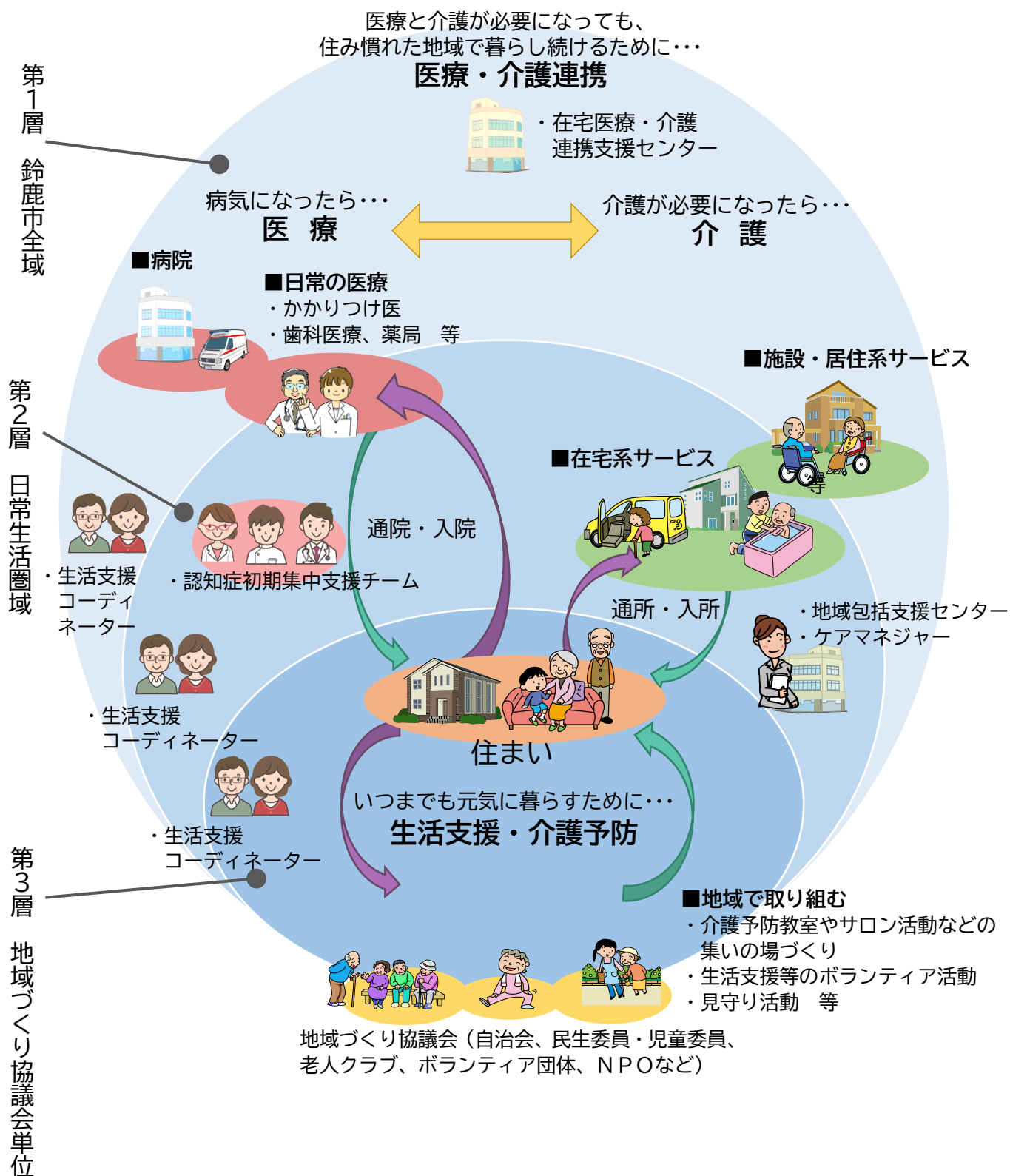
◎計画の基本理念・基本目標と施策体系



◎地域包括ケアシステムの深化・推進

○3層での取組による地域包括ケアシステムの深化・推進

在宅高齢者の療養及び介護を支援する「医療と介護の連携」と住民主体の「介護予防と生活支援」の二つの側面から地域包括ケアシステムを推進しています。

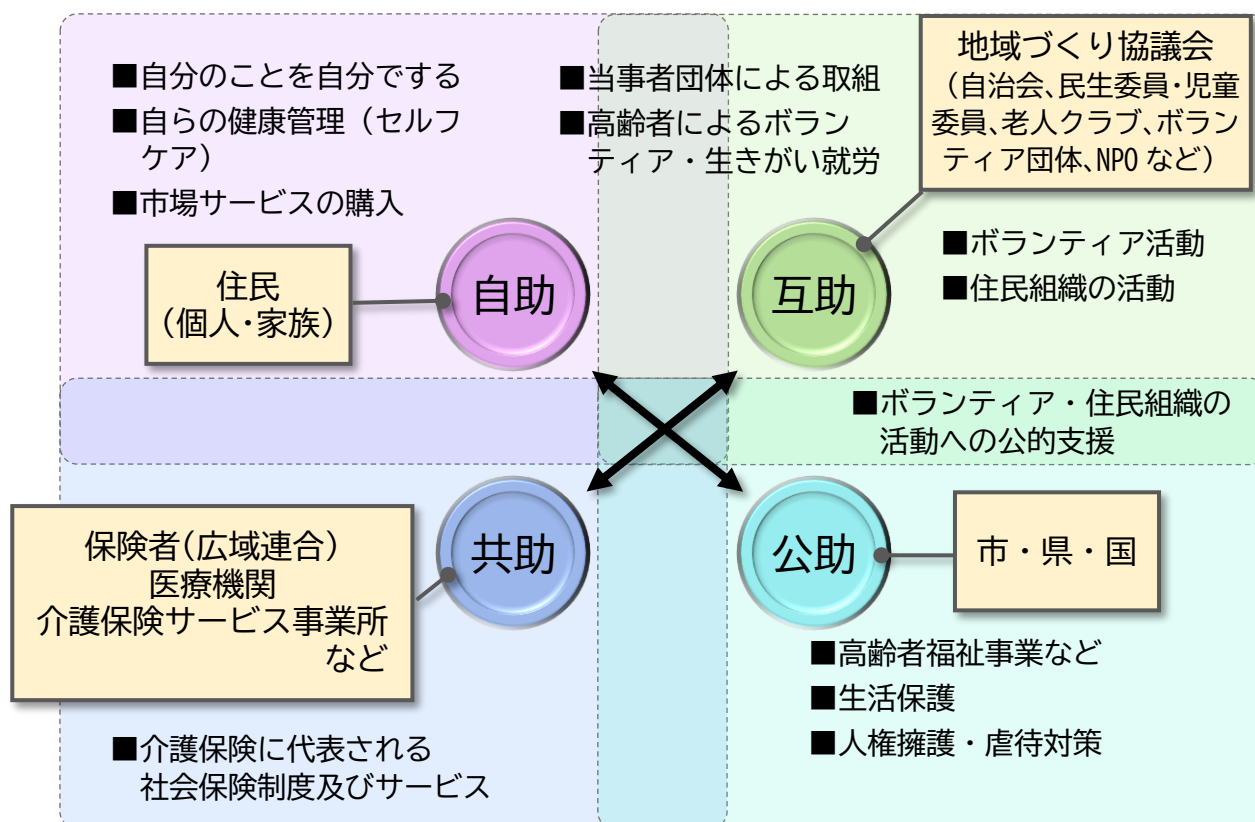


○協働と役割分担による地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

地域包括ケアシステムは、「自助・互助・共助・公助」の4つの支援と役割分担・協働を重視した取組を推進しています。

特に「互助」においては、あらゆる住民、団体等が参画する「地域共生社会」の実現に向けて、地域づくり協議会を中心に、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPO、医療機関及び介護保険サービス事業所など、高齢者を取り巻くあらゆる主体が協働し、役割を分担して地域づくりを進めるための支援を行っていきます。

自助、互助、共助、公助からみた協働による取組のイメージ



4 国の基本指針のポイント

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージ

○介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たな類型の活用等）について議論。
- ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

② 頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

※ 法律改正事項については、今後法案を提出し、成立した後にその内容を反映した上で審議会で議論予定

出典：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（R8.3.11）資料

- 介護保険事業計画は、国の示す「基本指針」に基づき策定されるため、高齢者福祉計画も国の基本指針に沿った方向性で策定する必要があります。現在国で議論されている方向性は上記のとおりです。（基本指針（案）として正式に示されるのは7月頃の予定です。）
- 国の資料からは、第10期計画において大きな変更は見込まれないものの、高齢者人口がピークを迎える2040年までの中長期的な見通しとともに、地域の実情に応じてサービスの提供体制を構築することが求められています。
- これまでも取り組んできた地域包括ケアシステムの深化に向けては、多様な介護予防サービスや生活支援の充実に向けた更なる支援、身寄りのない高齢者への切れ目のない支援、認知症基本法を踏まえた取組などが重視されます。
- 介護人材の確保とともに、介護テクノロジーの活用等による生産性向上が課題となっています。

5 鈴鹿市における第11次高齢者福祉計画の策定方針

【現行計画の課題】

本市における65歳以上の高齢者人口は、増加傾向にあり、団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年頃には、全人口に対する高齢者人口の割合は34.9%、75歳以上で17.9%になることが見込まれています。

高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数や認知症高齢者数の増加が見込まれ、また、単身の高齢者も増えている一方で、生産年齢人口は減少しており、医療・介護連携、人材確保・生産性向上、高齢者住まいなど、地域における2040年に向けた支援の在り方について、今後どのように高齢者を支えていくかが課題となっています。

【基本方針】（第10次と同じ）

高齢者が尊厳を持ち、地域の中でいきいきと暮らし続けられるよう一人ひとりに寄り添った、「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」などが切れ目なく一体的に提供されるよう、本市の高齢者施策の考え方と取り組み内容を示します。

【策定方針】

- 国の基本方針が大きく変更されない見込みであることから、計画の基本的な考え方である基本理念と基本目標については現計画を踏襲します。
- アンケート調査結果や、現計画の施策評価をもとにして成果と課題を整理し、基本目標の実現に向けた施策の検討・整理を行います。
- 国の基本指針の重点ポイントや、市の課題となっている点については、施策について特に丁寧に議論し、計画に盛り込みます。

【基本理念】

地域の中で高齢者が自分らしく生きるまち
「すずか」をめざして

地域包括ケア
システムの推進

【基本目標1】

認知症施策の推進

【基本目標2】

高齢者の生活支援
の充実

【基本目標3】

【アンケート調査】

令和 7 年12月～ 令和 8 年 1 月	・在宅介護実態調査 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ・第2号被保険者調査 ・居宅介護支援事業所調査 ・介護支援専門員調査 ・サービス提供事業所調査・
--------------------------	---

【策定委員会スケジュール】

実施日	項目	報告・協議事項等(予定)
令和 8 年6月 18 日	第1回 策定委員会	・鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会の位置づけ ・高齢者福祉計画の位置づけ ・現計画(第10次計画)の概要 ・国の方針 ・第11次鈴鹿市高齢者福祉計画策定方針 ・現計画の進捗管理(令和7年度)
令和8年7月 23 日	第2回 策定委員会	・アンケート結果の確認 ・課題認識の共有 ・骨子案の検討
令和8年8月 20 日	第3回 策定委員会	・施策内容の検討 ・成果指標の検討 ・活動指標の検討
令和8年9月17 日	第4回 策定委員会	・計画案の検討・確定
令和8年10月 29 日	(予備) 策定委員会	・計画案の検討・確定
令和9年 1月28日	策定委員会(最終)	・パブコメを反映した最終案の検討・確定